

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主所属	福祉保健部長寿社会課
施策名	(1) 必要なときに必要な医療・介護・福祉サービスが受けられる体制の整備	課(室)長名	尾崎 正英
事業群名	認知症施策の推進	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して生き活きと暮らし続けられる地域づくりを推進します。						(取組項目)) 早期診断・治療が行われる医療体制の整備) 認知症介護サービス基盤の整備と介護職員への研修による介護体制の整備) 認知症サポーター養成等による地域や職場で支え合う地域支援体制の整備と若年性認知症に対する相談支援体制の強化				
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 令和元年度に12,486人(内、サポーター12,391人、キャラバンメイト95人)を養成し、総数で142,314人となっている。県では、毎年サポーターを養成する講師役でもあるキャラバンメイトを養成し、養成されたキャラバンメイトが各市町でサポーターをさらに増やしていくといった市町と県の協働による取組が定着化しており、さらに県以外でも独自にキャラバンメイトの養成を始めた自治体もあることから、当初の目標以上に養成が進んでいる。 今後も順調に増加していくと考えられることから、令和3年度からの目標についてはこれまでの増加数をもとに見直しを検討している。 キャラバンメイト・認知症サポーターを養成する講師役
	目標値			80,000人	88,000人	120,700人	127,000人	132,000人	132,000人(R2)	
	実績値		65,000人(H26)	97,594人	113,509人	129,828人	142,314人		進捗状況	
		/ (達成率)		121%	128%	107%	112%		順調	

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 令和元年度事業の実施状況 (令和2年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和元年度事業の成果等	中核事業	
				H30実績	うち一般財源	人件費(参考)			指標	主な目標	H30実績	H30実績			達成率
1	取組項目	認知症施策等総合支援事業費(認知症疾患医療センター運営事業)	H21-	20,000	10,000	1,196	認知症の人とその家族、医療従事者等	本土地域の医療機関を認知症の鑑別診断、専門医療相談、周辺症状等への急性期対応を行う認知症疾患医療センター(基幹型1箇所及び地域型4箇所)として指定し、運営を行った。	活動指標	認知症疾患医療センターの設置箇所数(箇所)	5	5	100%	事業の成果 ・専門医療相談件数は年々増加しており、認知症の専門医療に係る提供体制の強化に寄与した。 事業群の目標(指標達成)への寄与 ・認知症疾患医療センターの設置により認知症の早期診断・治療につながり、専門医療相談の増加に寄与した。	
				20,000	10,000	1,989			5	5	100%				
				20,000	10,000	3,589			5,600	7,025	125%				
2	取組項目	離島の認知症施策強化事業費(認知症疾患医療センター整備事業)	(R元終了) H29-R元	5,110	2,555	797	認知症の人とその家族、医療従事者等	離島地域の医療機関を認知症の鑑別診断、専門医療相談、周辺症状等への急性期対応を行う認知症疾患医療センター(連携型4箇所)として指定し、離島地域における認知症医療体制の整備を図った。	活動指標	認知症疾患医療センターの設置箇所数(箇所)	3	3	100%		
				5,840	2,920	796			4	4	100%				
									625	509	81%				
						根拠法令	認知症疾患医療センター運営事業実施要綱	成果指標	専門医療相談件数(件)	7,000	8,614	123%			
									8,600						
										500	755	151%			

3	離島の認知症施策推進事業費(認知症患者医療センター運営事業)	(R2 新規) R2-4				認知症の人とその家族、医療従事者等	離島地域の医療機関を認知症の鑑別診断、専門医療相談、周辺症状等への急性期対応を行う認知症患者医療センター(連携型4箇所)として指定し、運営を行う。	活動指標	認知症患者医療連携協議会の開催回数(回)					
			5,840	2,920	1,197	根拠法令	認知症患者医療センター運営事業実施要綱	成果指標	専門医療相談件数(件)	4				
	長寿社会課													
4	認知症ケア人材育成研修事業(認知症サポート医等養成研修事業)(医療介護基金)	H19-				医療従事者	認知症診療に習熟した認知症サポート医を県内各地で養成するとともに、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得したかかりつけ医に対しても、フォローアップ研修を実施し、認知症医療体制の整備と連携強化、並びに認知症診療の向上を図った。	活動指標	認知症サポート医等フォローアップ研修会開催数(回)	2	1	50%	事業の成果 ・認知症サポート医を新たに23人養成し、通算で182人となった。新型コロナウイルス感染症の影響で、フォローアップ研修会を1回しか開催できなかったことや、開催が2月で新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されていた時期で、対象者が特に感染拡大に注意を払っている医師等であることから、参加者が大幅に減少したものと考え、研修修了者数は目標値を下回ったが、本研修を通して、地域における認知症の医療支援体制の強化と認知症診断の知識・技術の向上に繋がった。 ・事業群の目標(指標達成)への寄与・各地域における認知症サポート医等の認知症診療体制の強化に寄与した。	
			2,281	0	797					2	1	50%		
			1,750	0	797						2			
			2,146	0	798	根拠法令	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	成果指標	認知症サポート医等フォローアップ研修修了者数(人)	165	84	50%		
	長寿社会課								157	47	29%			
									138					
5	歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上研修事業(医療介護基金)	(R元 終了) H29-R元				歯科医師、薬剤師	認知症の早期発見とかかりつけ医との連携、認知症の人への適時・適切な医療の提供を図るために、歯科医師・薬剤師に認知症対応力向上研修を実施した。	活動指標	研修会開催数(回)	8	7	87%	事業の成果 ・歯科医師・薬剤師の資格保持者を対象としているが、全対象者への周知が十分に図れなかった等の理由により修了者数が目標に達しなかったが、歯科医師・薬剤師に対して、郡市会単位で研修を実施したことで、地域における認知症の医療支援体制の強化に繋がった。	
			2,316	0	199					7	6	85%		
			2,574	0	199									
	長寿社会課				根拠法令	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	成果指標	H30:研修修了者数(人)	1,220	323	26%			
									R元:研修累計修了者数(人)	1,220	1,134	93%		
6	歯科医師・薬剤師の認知症対応力・実践力向上研修事業(医療介護基金)	(R2 新規) R2-4				歯科医師、薬剤師	認知症の早期発見とかかりつけ医との連携、認知症の人への適時・適切な医療の提供を図るために、歯科医師・薬剤師に認知症対応力・実践力向上研修を実施する。	活動指標	研修会開催数(回)					
										4				
			2,274	0	199	根拠法令	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	成果指標	研修会参加者数(人)					
	長寿社会課								280					

7	取組項目	看護師の認知症対応力向上研修事業(医療介護基金)	(R元 終了) H29-R元	2,454	0	199	看護師	医療機関内での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制を構築し、認知症医療体制の充実強化を図るために、看護師への実践的な認知症対応力向上研修を実施した。	活動指標	研修会開催数(回)	2	2	100%	事業の成果 ・医療機関の指導的役割の看護師に対して、認知症の基本知識や実践的な対応力を習得させ、同じ職場の看護職員に対して伝達することで、医療機関内での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築に寄与した。
				2,208	0	199				2	2	100%		
		長寿社会課					根拠法令	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	成果指標	研修修了者数(人)	180	194	107%	
8	取組項目	看護師の認知症対応力・実践力向上研修事業(医療介護基金)	(R2 新規) R2-4				看護師	医療機関内での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制を構築し、認知症医療体制の充実強化を図るために、看護師への認知症対応力・実践力向上研修を実施する。	活動指標	研修会開催数(回)				
										1				
		長寿社会課		1,476	0	199	根拠法令	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	成果指標	研修会参加者数(人)				
9	取組項目	認知症施策等総合支援事業費(認知症介護研修)	H12-	262	0	399	介護従事者、県民	認知症介護従事者に対して、認知症介護実践研修を実施した。また、認知症介護指導者となるための養成研修受講者を募集したが応募がなかった。	活動指標	認知症介護実践研修開催数(回)	6	6	100%	事業の成果 ・施設の人材不足などが原因で、受講者数が伸び悩んだが、H29から3か年で定員を設定しており、現状にあった定員設定ができていなかったため、研修の各回とも研修の定員と参加者数に差が出た。認知症介護の実務者に対し、より実践的な研修を実施し、認知症介護現場に必要な人材育成及び資質向上に寄与した。
				428	0	399				6				
		長寿社会課		941	0	399	根拠法令	認知症介護実践者等養成事業実施要綱	成果指標	認知症介護実践者研修会参加者数(人)	440	289	65%	
10	取組項目	認知症ケア人材育成研修事業(認知症対応型サービス事業管理者等研修事業)(医療介護基金)	H18-	2,237	0	797	認知症対応型サービス事業管理者等	認知症対応型サービス事業の開設や管理運営、居宅サービス・介護計画作成に関する研修を実施した。	活動指標	認知症対応型サービス事業管理者等研修開催数(回)	5	5	100%	事業の成果 ・研修時受講の機会を増やすため県内各地で開催したが、施設の人員不足により連日での研修受講が難しいなどの理由により、参加者数は目標に達しなかった。しかしながら、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者などに対し、適切なサービスの提供に関する知識等を習得させるための研修を実施し、認知症対応型サービス事業の人材育成及び資質向上につながった。 ・事業群の目標(指標達成)への寄与 ・認知症対応型サービス事業所が利用者へ高い質のサービスを提供できるよう介護体制の整備に寄与した。
				2,007	0	1,196				5				
		長寿社会課		2,228	0	1,196	根拠法令	認知症介護実践者等養成事業実施要綱	成果指標	認知症対応型サービス事業管理者等研修参加者数(人)	250	140	56%	
11	取組項目	離島の認知症施策強化事業(認知症研修事業)(医療介護基金)	(R元 終了) H29-R元	1,117	0	1,196	医療・介護従事者	研修参加の負担が大きい離島地区の医療・介護従事者等に対し、島内で研修会を開催し、研修機会の充実を図ることで、離島地区の認知症高齢者に対する医療・介護の支援体制の強化を図った。	活動指標	認知症研修会開催数(回)	6	3	50%	事業の成果 ・離島地域においては、対象事業所に対して個別に案内を行ったが、事業所数が少ないため参加者も少なく、2研修に関しては応募がなく研修を実施することができなかった。しかしながら、認知症介護を提供する事業所の職員などに対し、適切なサービスの提供に関する知識等を習得させるための研修を実施し、認知症対応型サービス事業の人材育成及び資質向上に寄与した。
				1,563	0	1,196				6	4	66%		
		長寿社会課					根拠法令	介護保険事業費補助金交付要綱、認知症施策等総合支援事業各要綱	成果指標	認知症研修会参加者数(人)	260	57	21%	
										260	62	23%		

12	取組 項目	離島の認知症施策推進事業(認知症研修事業)(医療介護基金)	(R2 新規) R2-4				医療・介護 従事者	研修参加の負担が大きい離島地区の介護従事者等に対し、島内で研修会を開催し、研修機会の充実を図ることで、離島地区の認知症高齢者に対する介護の支援体制の強化を図る。	活動 指標	認知症研修会開催数 (回)				
		長寿社会課		942	0	1,194	根拠法令	介護保険事業費補助金交付要綱、認知症施策等総合支援事業各要綱	成果 指標	研修会参加者数(人)	2			
13	取組 項目	認知症施策等総合支援事業費(認知症高齢者地域支え合い事業)	H18-	3,067	0	399	認知症の人とその家族、県民等	認知症当事者や介護家族をお互いに支えあうため、電話・面接相談、県内各地での講習会や連絡会、若年性認知症フォーラム等を実施する「認知症の人と家族の会 長崎県支部」への助成を行った。	活動 指標	認知症に対する予防対策や介護の仕方等の講習会開催数(回)	10	13	130%	事業の成果 ・県内各地で認知症の人やその家族の視点に立った講演会や研修会等を実施し、地域における介護家族の支え合い活動や介護の方法など、認知症の普及啓発に寄与した。
		長寿社会課		3,067	0	399	根拠法令	長崎県認知症高齢者地域支え合い事業補助金実施要綱	成果 指標	認知症に対する予防対策や介護の仕方等の講習会参加数(人)	10			
		長寿社会課		3,067	0	798	根拠法令	長崎県認知症高齢者地域支え合い事業補助金実施要綱	成果 指標	認知症に対する予防対策や介護の仕方等の講習会参加数(人)	1,000	1,010	101%	
14	取組 項目	認知症サポートセンター事業	H30-	7,245	3,282	4,783	認知症の人とその家族、県民、介護従事者等	地域における認知症支援体制の構築をサポートするための拠点を整備するとともに、市町職員等に対する研修や、認知症サポーターの養成を推進するためのキャラバンメイトの育成を行った。また、若年性認知症コーディネーターを配置し、若年性認知症の方やその家族に対する相談支援及び集いの場の開催を行った。	活動 指標	若年性認知症支援コーディネーターの設置(人)	1	1	100%	事業の成果 ・長崎県認知症サポートセンターを設置し、若年性認知症を含めた認知症の人やその家族からの相談に応じるとともに、若年性認知症の本人や家族が集う場所を整備し、本人、家族同士による悩みや経験の共有に寄与したが、若年性認知症の普及や理解が進んでおらず、相談件数が伸び悩んだ。また、地域支援推進員研修や初期集中チーム員研修、キャラバンメイト養成講座を実施し、各市町における認知症の方への支援体制強化に寄与した。 事業群の目標(指標達成)への寄与 ・認知症サポーターの講師であるキャラバンメイトを養成する研修の開催により、各市町でのサポーター養成の促進に寄与した。
		長寿社会課		8,126	3,756	3,588	根拠法令	認知症総合戦略推進事業実施要綱	成果 指標	若年性認知症に関する相談件数(件)	1			
		長寿社会課		9,236	3,370	4,785	根拠法令	認知症総合戦略推進事業実施要綱	成果 指標	若年性認知症に関する相談件数(件)	45	20	44%	
										45	36	80%		

3.実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>早期診断・治療が行われる医療体制の整備</p>	
<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての二次医療圏域に合計9箇所の認知症疾患医療センターを設置し、認知症の鑑別診断や専門医療相談など認知症医療体制の推進を図った。専門医療相談件数は本土地域、離島地域とも増加しており、認知症の早期診断・治療に向けた関係機関の連携強化が課題である。 ・医療専門職（サポート医、かかりつけ医、歯科医師・薬剤師・看護師）に対して、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく、もっともふさわしい場所で医療・介護等が提供されるよう研修を行った。認知症疾患医療センターとサポート医、かかりつけ医等との連携が十分とれていない地域もあり、地域毎の認知症支援体制の整備が課題である。 	<p>課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期診断・治療を行えるよう、認知症疾患医療センターを地域連携の拠点として、かかりつけ医や認知症サポート医、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム等との連携体制を強化していく必要がある。各認知症疾患医療センターが設置する認知症疾患医療連携協議会の中で、引き続き、機関間連携に関する協議を深め、県や認知症疾患医療センターが主催する研修事業等に反映させていく。 ・医療専門職への研修内容について、国のカリキュラム・教材改定等を参考に、地域ごとの職種間連携等を促進させる認知症支援体制の整備に向け、より効果的・実践的な研修となるよう、研修内容の見直しを行っていく。
<p>認知症介護サービス基盤の整備と介護職員への研修による介護体制の整備</p>	
<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護実践研修（認知症介護実践者研修・認知症介護実践リーダー研修）、認知症対応型サービス事業開設者研修・管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修等の開催により、認知症介護の質の向上と技術の修得を図るとともに、認知症介護の初任者や無資格者を対象に、認知症介護の基盤となる基礎研修を実施するなど認知症介護人材の育成を図った。人材育成により、認知症の方に適切にケアできる施設職員を養成することができた。一方で、施設の人材不足の中、連日での研修を受講することが難しく、参加人数が増加しないことが課題である。 ・離島地区においても、引き続き認知症ケア等の向上を図るための研修を実施し、受講者の掘り起こしを行い、開催地区の固定化を解消を図った。一方で、離島地区においては、対象事業所が少なく、職員数も少ないため、職員を研修に出すことが難しいなど、全体的に受講者が減少傾向にあることが課題である。 	<p>課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症介護研修の受講者が年々減少している原因について、受講者アンケート等で調査し、その結果に基づいた対応策（離島地区での開催や他研修との日程調整等）をとることにより研修受講の機会確保に努める。また、介護人材研修の講師となる指導者も介護施設の人材不足等により辞退者が増加しており、指導者確保のため研修期間中の人材確保を図っていく。 各研修受講のメリット等をより広く周知することにより受講者の増加につなげていく。
<p>認知症サポーター養成等による地域や職場で支え合う地域支援体制の整備と若年性認知症に対する相談支援体制の強化</p>	
<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域で認知症サポーターを養成するキャラバンメイトの育成を行った結果、認知症サポーターは順調に増加している。全国的にもサポーターの数は増加しており、認知症サポーターがステップアップ講座を受講し、認知症カフェのボランティアや行方不明時の見守り活動に加わるなど、サポーターによる地域での活動が全国的に広がってきている。本県においては、養成されたサポーターの活用がまだ進んでいないため、地域の中でどのように活用していくかが課題である。 ・市町に配置している認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員については、配置したばかりの市町と既に取り組んできた市町とは、取組に差があるため、認知症サポートセンターにおいて両者に特化した研修会を実施し、先進的な事例の共有や各地域の状況・課題等について意見交換することで地域支援体制の整備を図った。一方で、市町単位では、認知症疾患医療センターやかかりつけ医等との連携が十分とは言えないので改善する必要がある。 ・若年性認知症の方への支援については、県認知症サポートセンターに配置したことで若年性認知症支援コーディネーターを中心とした若年性認知症の人やその家族等からの相談支援ができるようになり、また若年性認知症本人と家族等が経験等を語り合う集いの場を初めて開催し、本人同士が支え合う仕組みを構築することができた。若年性認知症については、その理解が進んでおらず、早期受診や早期治療、適切なケアやサービスの提供につなげていくうえでも、県民への普及啓発が課題である。 ・県認知症サポートセンターへの相談件数は年々増加しており、適切なケアやサービスの提供につなげている。一方で、県認知症サポートセンターは平成30年度に設置して間もないことから、相談した方が困ることのないよう、センターが相談先・支援組織であることの認識が高まるよう、今後も周知が必要である。 	<p>課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・学生の認知症に関する理解促進のため、市町の取組を支援するとともに、今後は、認知症の人と地域で関わる人が多いと想定される交通事業者等、企業・職域を対象とした養成講座についても展開していく。また、サポーターがチームを組んで認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなぐ活動（チームオレンジ）などについても推進し、サポーターの活用につなげていくことが必要である。 ・認知症初期集中支援チームと認知症疾患医療センターやかかりつけ医との具体的な連携体制について、研修等を通じて市町へノウハウを伝えるとともに、県として連携体制の整備について検討を進めていく。 ・若年性認知症については、普及啓発のリーフレットや企業・職域での研修などを通して、現役世代の多くの方にその症状など病気について知ってもらうことで、受診する機会を増やし、適切なケアと支援サービスの提供につなげていくことが必要である。また、若年性認知症コーディネーターを中心とした医療、介護、福祉、雇用等の関係者との支援ネットワークの強化を図っていく。 ・ホームページや新聞、広報誌などの活用により、普及啓発や、広報の充実を図っていくとともに、認知症の相談先・支援組織としてのサポートセンターの認知度向上に向けた広報を行うことが必要である。

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容		令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		事務事業名 所管課(室)名	(令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1		認知症施策等総合支援事業費(認知症疾患医療センター運営事業)			各二次医療圏域において、認知症の早期診断・治療が行われるよう、認知症疾患医療センターを中核とした機関間連携のあり方を引き続き検討し、さらなる連携強化を図っていく。	現状維持
		長寿社会課				
3		離島の認知症施策推進事業費(認知症疾患医療センター運営事業)	R2新規		認知症疾患医療センターが設置する認知症疾患医療連携協議会や主催研修等を通して、認知症の早期診断・治療が行われるよう、認知症疾患医療センターを中核とした機関間連携のあり方を引き続き検討するとともに、地域住民や関係者に対して認知症に関する正しい理解や対応の普及啓発や認知症疾患医療センターの周知を行っていく。	現状維持
		長寿社会課				
4	取組項目	認知症ケア人材育成研修事業(認知症サポート医等養成研修事業)(医療介護基金)	より体系的にかかりつけ医の研修を行うため、国の研修内容に沿う形へ、研修内容の見直しを行った。		市町や地域包括支援センター、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等の機関間連携がさらに進むよう、より効果的な研修内容についての検討を行う。	改善
		長寿社会課				
6		歯科医師・薬剤師の認知症対応力・実践力向上研修事業(医療介護基金)	R2新規		認知症に対する基礎的な知識を修得した修了者が、多職種によるグループワーク等とおして、より実践的なスキルを修得できるよう、研修内容の見直しを行う。	改善
		長寿社会課				
8		看護師の認知症対応力・実践力向上研修事業(医療介護基金)	R2新規		研修を受講した指導的役割の看護師が研修内容を病院へ持ち帰り、確実に院内研修を実行することで認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築ができるよう研修内容の見直しを行う。	改善
		長寿社会課				
9	取組項目	認知症施策等総合支援事業費(認知症介護研修)	研修受講者数の増加に向けて各研修のメリット等をまとめたチラシを配布し周知を行う。また、新聞や広報誌等を活用して、受講者数の増加を図っていく。		認知症介護研修を実施する法人を3年間の指定としたことから、より多くの人が認知症介護実践研修を受講できるよう早い段階から研修機会の拡大について検討を行う。本研修のニーズや受講対象者数について市町・事業所等に調査を行い、その結果を踏まえた研修の時期、回数、定員の設定等を行う。また、本受講によるメリットについて周知を進めていく。	改善
		長寿社会課				
10		認知症ケア人材育成研修事業(認知症対応型サービス事業管理者等研修事業)(医療介護基金)	研修の実施時期を早める等、研修者数の増加を図っていく。		本研修のニーズや受講対象者数について市町・事業所等に調査を行い、その結果を踏まえた研修の時期、回数、定員の設定、また、需要のある地域で重点的に開催するなどの効果的な実施方法を検討する。また、本研修は事業所の加算の要件にもなっていること等、受講によるメリットについて周知を進めていく。	改善
		長寿社会課				

12	取組項目	離島の認知症施策推進事業(認知症研修事業)(医療介護基金)	R2新規		受講の機会を増やすためには離島地区での開催が必要であることから、受講しやすい時期を把握するなど、より効果的な実施方法への見直しを行う。	改善
		長寿社会課				
13	取組項目	認知症施策等総合支援事業費(認知症高齢者地域支え合い事業)	認知症サポートセンターが開催する若年性認知症の集いに家族の会としても協力・支援し、若年性認知症を含む認知症の支援体制の充実を図っていく。		講習会の開催等認知症の普及啓発活動や県認知症サポートセンターと連携した若年性認知症フォーラムの開催、様々な地域での若年性認知症の集いの開催など、現在活動している事業の充実に向けた見直しを行う。また、アルツハイマー月間における普及啓発活動で県民の認知症に対する理解を深める取り組みを行う。	改善
		長寿社会課				
14	取組項目	認知症サポートセンター事業	認知症本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み「チームオレンジ」活用に向け、市町にチームオレンジコーディネーターを配置し、コーディネーター対象の研修を実施する。また交通事業者に対する認知症の研修や県民向けの普及啓発を目的とした認知症セミナーを開催する。		コーディネーターへの研修を通して各地域内でのチームオレンジの活用、連携を図っていく。また、交通事業者に対しては引き続き研修を実施するとともに、様々な世代への認知症の効果的な普及啓発について検討していく。さらに、認知症の相談先・支援組織としてのサポートセンターの認知度向上に向けた広報を行う。	改善
		長寿社会課				

注：「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- 視点 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- 視点 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- 視点 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- 視点 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- 視点 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- 視点 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- 視点 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- 視点 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- 視点 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- その他の視点